

内閣参質一七七第四一号

平成二十三年二月十日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員浜田昌良君提出高等学校における特別支援教育の制度的拡充に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田昌良君提出高等学校における特別支援教育の制度的拡充に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省としては、特別支援学級を設けている高等学校があるとは承知していない。

二について

発達障害のある生徒については、障害による学習上又は生活上の困難を有しているため、高等学校においては、生徒に対する指導や評価の方法等に特段の配慮を必要とするほか、就労支援の充実等を図る必要があると認識している。このため、文部科学省においては、都道府県教育委員会等に対し、各学校において適切な特別支援教育が行われるよう教育上の留意事項等について指導しているほか、発達障害のある生徒に対する指導方法、評価方法、就労支援等の在り方についての実践的な研究をモデル校において実施し、その研究成果を全国に発信することにより、高等学校における特別支援教育の推進等を図る事業を行っているところである。

三及び四について

高等学校においては、小学校や中学校と異なり、特別支援学級での指導や通級による指導のために「特

別の教育課程」を編成することができるとはしていないが、一方で、各学校で生徒の実態等に応じて教科や科目を設定することができるようになっているなど、教育課程を弾力的に編成することが可能となっている。文部科学省としては、教育課程の弾力的な編成等により、適切な特別支援教育が行われるよう、現在、二について述べたモデル事業を実施しているところであり、今後、その成果等も踏まえつつ、高等学校における障害のある生徒に対する支援の在り方について幅広く検討してまいりたい。